

# 公益財団法人東京都道路整備保全公社 工事等成績評定 審査委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 11 日 施 行  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）工事成績評定要綱第 15 条第 1 項及び公社設計・調査等委託成績評定要綱第 15 条第 1 項に規定する公社工事等成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は次の事項について、第三者の公平な視点に立って調査審議し、意見を表明する。

- (1) 受注者から申立てられた工事成績評定に係る苦情
- (2) 受託者から申立てられた設計等委託成績評定に係る苦情
- (3) 総括監督員又は検査員から付議された工事成績評定又は設計等委託成績評定の修正

## (委員の構成等)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織し、それぞれ別表 1 に掲げる職にある者を充てる。

- 2 委員長が特に必要があると認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

## (委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第 5 条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

## (定足数等)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 議事に利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(工事施行状況等の聴取)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、苦情申立者又は当該苦情に係る工事の施工を担当した監督員及び検査員等から当該工事の施工状況等を聴取することができる。

2 委員長は必要があると認めるときは、苦情申立者又は当該苦情に係る委託を担当した監督員又は検査員等から当該設計等委託の履行状況等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、苦情及び工事等成績評定の修正を所管する工事等主管課で処理する。

附 則

この要綱は、平成20年 7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員長	工事等主管部長 (当該苦情申立てに係る工事又は委託を所管する部長)
委員	工事等主管担当部長 (当該苦情申立てに係る工事又は委託を所管する担当部長)
委員	総務部総務課長
委員	総務部計理課長
委員	苦情及び工事等成績評定の修正における当該工事等主管課の議事に利害関係を有しない課長及び係長
委員	受注者又は受託者から申立てられた苦情及び総括監督員から付議された工事等成績の評定の修正に係る工事等主管課庶務担当係長